

3つの事業ドメインで 公益を担っていきます

税・経営・社会貢献

新公益法人制度では、事業内容に制限がなく、加えて行政庁が団体の行う業務や運営について監督することもない、まさに自主裁量の運営を可能にしています。

法人会は、3つの事業ドメイン（領域）で活動を展開していくことで、公益社団法人への移行認定を受けました。それは、「税に関する事業（税知識の普及・納税意識の高揚・税の提言活動）」、「地域企業の健全な発展に関する事業（納税できる利益の出る企業経営の育成）」、「地域社会貢献に関する事業」です。

税は国家運営の根本であり、納税の義務が憲法で定めており、私たち法人会は納税意識の高揚と啓発活動に努めながら、正しい税知識の普及に努め、寄与することを目指していく一方で、公正・公平な税制の実現を強く求める提言活動を展開していきます。

また、企業発展に欠かせない利益の確保を図っていただき、健全な企業経営に役立つための情報や人材育成の場を積極的に提供していきます。

さらには、地域の多くの叡智とマンパワーを結集し、地域社会に寄与するための貢献活動を適時・適切に展開していくものであります。

法人会が公益団体として約束していることは、税を通じた国家の安定、企業の健全な発展、豊かな地域社会づくりにという3つの事業ドメインを通じて、「公益・幸福増進運動」を図っていくことに他なりません。

無論、法人会の趣旨に賛同し会員に加わっていただいている企業や個人の交流・親睦・福利厚生等の事業も、東日本大震災に学んだように、地域コミュニティーやセーフティーネットづくりに欠かせないと考え、展開していくものであります。

ガバナンスを發揮し団体価値の 最大化を目指していきます

「新しい公共」の担い手として公益認定された法人会の運営にあっては、公益事業の推進を通じて、団体価値を最大限に高める努力が求められてきます。

このため、将来ビジョンのもとに、役職員一丸となって叡智を出し合い、主体的に団体自治（ガバナンス）を発揮していくとともに、健全な運営を確保するために法令遵守に基づく内部統制をより以上に図っていきます。

「民間の、民間による、民間のための公益法人」としての使命を果たしていくことへの自覚を強く認識し、不断の努力を重ねていくものです。

役員にも厳格な義務・責任のもとに 運営に携わっています

公益認定された団体の運営にあたる役員には、法律で「欠格事由」に当たる方は就任できないだけでなく、その事由に至った際には団体の公益認定の取り消しも規定されるほどに厳格なものとなっています。

さらには、役員は忠実に職務を行わなければならない義務を負うとともに、団体や第三者に対しての損害賠償責任を負うことが規定されています。

このため、役員は原則、無報酬であっても、団体運営にあたって法令遵守の重い責を負いながら、識見を発揮して公益事業運営に取り組んでいきます。

【一灯照隅 万灯照国】

法人会は、企業社会や地域社会にあって、小さな「一灯」の活動かもしれませんのが、決して「小さくない」との評価のもとに尊ばれ、やがて国をも照らす「一灯」の活動を続けていきます。そして、その活動が会員皆様にとって、「法人会に加わっていることの誇り」を常に抱いていただけるように努めていくものです。

法人会は公益法人制度改革の趣旨に沿って、本年4月に宮城県内10法人会の全てが公益社団法人に移行するとともに、宮城県法人会連合会も一般社団法人に移行しました。法人会は公益団体として、国や企業、さらには地域に対する貢献力をさらに発揮して参ります。

